

久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会傍聴要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会（以後、「協議会」といいます。）の傍聴に関し必要な事項を定めています。

(傍聴手続き)

第2条 協議会の傍聴を希望する人（以後、「希望者」といいます。）は、協議会の開会時刻までに、開催会場で受付をし、協議会の会長の許可を得たうえで、係員の指示に従い、会場に入室してください。

2 希望者の受付は、協議会開催の30分前から先着順で行います。

3 傍聴を許可する人数は、11名以内とします。ただし、開催会場の都合により許可する人数を制限することがあります。

4 希望者の人数が許可する人数を超えた場合は、希望者全員による抽選を行いません。

(会議の非公開)

第3条 協議会会長は、協議会に諮り、当該会議を非公開とすることができます。

(傍聴席)

第4条 傍聴の許可を受けた人（以後、「傍聴者」といいます。）は、指定された場所で傍聴をしていただきます。ただし、前条により非公開となったときは、いかなる場合でも、すみやかに退場していただきます。

(秩序の維持)

第5条 傍聴者は、次項に定める事項を守らなければなりません。

(1) 協議会開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明することはできません。

(2) 会場において、委員長の許可なく、協議会の模様録音・撮影等を行ってはいけません。

(3) その他会場の秩序を乱し、協議会開催の支障となる行為をしてはいけません。

(係員の指示)

第6条 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければなりません。

(違反に対する措置)

第7条 会長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは傍聴者を退場させることができます。

附 則

この要領は、平成17年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。